

その動きは、現実に、部分的にはありますが、始まっているようです。

もう一つは、より基本的な方向として、各自治体が、当該自治体のための構想・企画、政策立案機能を持つ人材集団の形成を図り、活用することが考えられます。もとより、基本的には自治体職員や議員がその役割を果たすべきですが、今後の在り方としては、住民組織にもその役割の一端を果たすことが求められるはずで、さらに言えば、日本は、高度成長の時代に、地方から大量の人材を都市部に吸い上げることで、効率的な成長目標を達成できたという事実が思いおこされます。そのことは、逆に云えば、都市部には、過疎僻地のそれぞれの地域出身の人材が数多く活動していると云うことです。これらの人々の中には、ふるさとのために、自分が蓄積している専門知識や僅少ではあっても財の一部を役立てたいという夢と志を持つ人々が、程度の差はあれ、存在することが、各地での同窓会や県人会などを始めとする郷友会運営の状況等から想像できます。

そこで、このような人々が、自らの意志で集まり、個人個人

の持つ夢と志を結集することで一つの現実的な力とする手段が望まれます。

それには、様々な形態があり得ますが、NPO法人として、目的と組織と責任体制を明確にして活動することが、自治体や企業、他団体との連携活動を、責任を持って遂行するためにも必要と考えます。

そのようなNPO組織が、日本の過疎・僻地のそれぞれで活動し、連携を取り合って地域の課題に取り組むことは、日本全体の活性化にとっても大きく貢献することになると信じます。

以上のような趣旨に立って、我々徳之島に関係するものが集まって、まず、徳之島から、そのような活動を展開し、徳之島の元気に貢献すること、さらに、そのような方法を各地に広げること、日本全体の元気にいささかでも貢献することを夢見つつ、NPOの結成とそれに馳せ参じる事を訴えるものです。

2 申請に至るまでの経過

出身地区毎に各郷友会がありますが、懇談する機会があつても、日常的・系統的に島の発展に役立つ議論の場が少なく、そうした組織を創ろうではないかとの声が多くあがり、2001年8月

に発起人数名で賛同者を募ったところ、短期間の間に40名を越える有志が集まり、任意団体「徳之島『夢』振興会議」が2002年6月1日に発足しました。

この有志は心から島を愛し、お世話になったご恩返しをしたいと考えている人達で、教育者、画家、行政マン、政治家、公認会計士、税理士、弁護士、医者等多士済々です。

発会后、経済産業省の離島産業振興モデルの認定を受けた調査、徳之島のフラワーロード植樹祭や奄美本土復帰50周年を祝う島唄イベント開催と事業として実施してきました。

この間の活動経験から、責任ある組織的活動の継続には、法人格の取得が必要という点を学んで参りました。今後、島の方々と綿密に意見交換をし、島にとって、何が最善の道なのかをしっかりと見据えて、大いなる「夢」の実現を目指すべく、遠い郷里「徳之島」を離れて本土一円で暮らす島出身者や出身者ではなくても島を知り島を愛する人々の自主的・自発的意思に基づいて、この度、内閣府認証の特定非営利活動法人として活動することとし、認証申請の決断を致しました。



1 NPO法人とは何か

これまで、公的な社会サービスは「行政」が中心に担ってきましたが、人々のニーズの多様化・複雑化、さらに国や地方公共団体の財政の逼迫に伴い、「行政」だけでは公的サービスを担うことが難しくなってきました。一方、市民自らが自発的にさまざまな社会問題に立ち向かい、種々のニーズに応え、公益を実現していこうとする取組が広がってきました。

NPOとは Non-Profit Organization の略称で、「非営利団体」のことですが、平成10年12月に施行された「特定非営利活動促進法」(NPO法)により法人格を認められました。2005年7月末時点で22000以上の団体が認定

を受けNPO法人になっています。

NPO法は、その第1条に明記されている通り「特定非営利活動を行う団体」に対して「法人格を付与すること等」により「市民」が行う「自由な社会貢献活動」を促進し、もって「公益の増進に寄与すること」を目的としてつくられた法律です。

誤解されやすいのですが、「非営利」というのは利益を上げないという意味ではなく、「利益があつても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てる」という意味です。(運営に必要な職員の人件費や事務所の賃借料などの管理費は必要経費であり、剰余金(利益)の分配にはあたりません。)

2 NPO法人になると変わる点

1 法律行為の主体が個人から団体へ

- ① 契約を法人名で締結できます。
- ② 銀行の口座を法人名で開設でき、不動産の所有や登記もできます。
- ③ 法人として損害賠償の対応をすることになり、個人の責任と区分されます。